

主 文
原判決中被告人Aの關係部分を破棄する。
本件を長崎地方裁判所に差戻す。

理 由

弁護人菖蒲逸良の控訴趣意は同人の提出した控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。

職権を以つて記録を調査するに原判決は、

被告人Aは贓物たるの情を知りながら

(1) 同年六月二十九日前記B煙草販売所に弟Cを使者として赴かしめ原審相被告人Dより同人が横領した現金十万円を受け取らしめて之を收受し、

(2) 同年七月四日B煙草販売所に弟Cを使者として赴かしめ原審相被告人Dより同人が横領した現金十万円を受け取らしめて之を收受し、

(3) 同年八月十二日頃B煙草販売所において原審相被告人Dより同人の横領した現金三万円を受け取つて收受し、

(4) 同年八月十五日B煙草販売所において原審相被告人Dより同人の横領した現金五万円を受け取り收受し

と認定しこれに贓物收受罪の適条たる刑法第二百五十六条第一項の規定を適用していることは原判決上明かなところである。

しかし右の判示では被告人Aが如何なる關係でDより金員を收受したのか明らかでない。尤も原判示第一の相被告人Dの横領罪の認定にはDが被告人に前記(1)乃至(4)の各金員を貸与して横領したと判示しているのであるから被告人Aの前記摘示にも被告人Aが相被告人Dから原判示の金員を貸与を受けて収受したとの趣旨が判示されているのであるといえないことはないが、贓物收受罪は贓物たるの情を知つて無償<要旨>で金品を収得した場合に限り成立するのであるから無利息消費貸借の場合は本罪を構成するも利息附消費貸借の如く有償行為に基いて金員を収得した場合は贓物故買罪を構成し贓物收受罪を構成するものではない。従つて消費貸借が利息附か無利息かによつて適用条文を異にするのである以上その何れかの事実を明らかにしなくてはならないのに原判決はこの点を明らかにしていない。即ち原判決には理由不備の違法がありその違法は判決に影響を及ぼすこと明らかであるから原判決は破棄を免れない。よつて本件控訴は理由があるから弁護人の控訴趣意に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条第四百条本文を適用して原判決中被告人Aの關係部分を破棄し本件を長崎地方裁判所に差し戻すこととし主文の通り判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 二階信一)